

# 確定申告は自宅から!

申告会場の混雑緩和のため、ご協力をお願いします!

方法1

マイナンバーカードを使って作成!

※ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要  
動画で見る確定申告→



入力方法はこちら→ [確定申告](#) [動画](#) [検索](#)

方法2

マイナンバーカードがない…

**郵送・投函**

手書き作成

1月下旬から、市役所税務課・支所で配布



詳しくはこちら→

[国税庁](#) [確定申告書作成コーナー](#) [検索](#)

## パソコン・スマートフォンで申請書を作成

? 困ったときは…

作成コーナーの使い方

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎(0570)01-5901

確定申告の内容

津島税務署 ☎26-2161  
自動音声案内で「2」を選択

詳しくはこちら→

[国税庁](#) [確定申告書作成コーナー](#) [検索](#)

## e-Tax で送信する

マイナポータル連携で一部データを自動入力可能!

詳しくはこちら

(例)  
・医療費  
・ふるさと納税  
・公的年金等の源泉徴収票 など



国税庁ホームページ

税務署が発行するID・パスワードでもe-Taxで送信可能!

## 郵送または投函

郵送先

津島税務署  
〒496-8720  
津島市良王町二丁目 31 番地 1

投函箱から津島税務署へお届け!  
申告期間中、市役所税務課・会場受付に設置

市・県民税について

投函箱への投函・市役所税務課宛の郵送による提出が可能!

## 次の方は津島税務署の確定申告会場(津島市文化会館)で申告をしてください

- ・土地・建物・株などを売却され、第三表を使われる方
- ・贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・青色申告決算書・収支内訳書の作成についての相談をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初年度または連帯債務の申告をされる方
- ・令和5年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方
- ・外国税額控除の適用を受ける方
- ・雑損控除、繰越損失の申告をされる方
- ・令和6年1月2日以降に弥富市に住所を変更した方の確定申告をされる方
- ・確定申告の控えに収受印が必要な方



※その他内容によっては、弥富市の会場で受付できない申告もありますのでご了承ください。

## 津島税務署から令和5年分所得税確定申告のお知らせ

令和5年分の確定申告会場は、2月16日(金)から3月15日(金)までの間、津島市文化会館で開設します。

※税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日など)は、相談および申告書の受け付けは行っておりません。ただし、2月25日(日)に限り、確定申告の相談および申告の受け付けを行います。

確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください(確定申告期限際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします。)。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

なお、令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能となる予定であり、ますます便利になっております(お勤め先から税務署にe-Taxなどで提出された源泉徴収票が対象となります。)

また、令和5年10月から開始したインボイス制度につきましては、国税庁ホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けております。特設サイトでは、インボイス制度の詳しい情報、インボイス制度に関する説明会の案内、インボイス制度についての解説動画(国税庁動画チャンネル)やQ&Aなどを掲載しております。ぜひ、ご参照ください。

確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきますので、事前にマイナポータルアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード(※)をお持ちいただくと申告書の作成がスムーズに行えます。

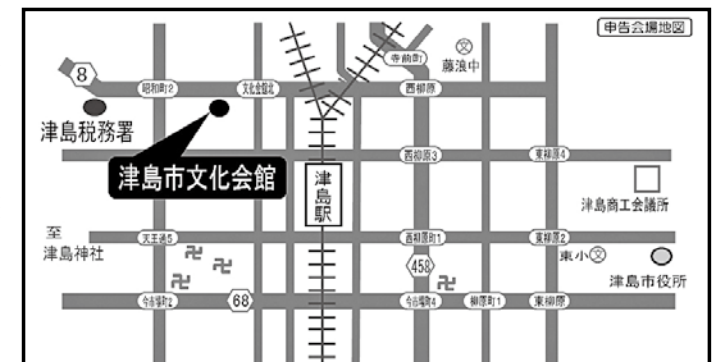
(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書(英数字6桁~16桁)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配付しています(入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

追って、ご来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意いたします。



☎津島税務署 ☎26-2161 \*電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

## 社会保険料控除について

令和5年に納付した国民健康保険税(国保税)、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、確定申告のときに、社会保険料控除として、全額を所得税や市・県民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

### 納付済み額の確認方法

支払方法	特別徴収 (国民年金や厚生年金などからの天引き)	普通徴収 (納付書払いまたは口座振替)
確認書類	年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」	国民健康保険税 1月中旬に市が送付する「国民健康保険税納付済額通知書」  後期高齢者医療保険料・介護保険料 1月中旬に市が送付する「納付額確認書」 ※納付書払いの方は領収書、口座振替の方は預貯金通帳でも確認できます。

- 特別徴収(年金天引き)された国保税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、年金受給者本人が納付したことになるため、配偶者やその他の親族の申告で控除の対象とすることはできません。
- 国保税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納税通知書に記載された金額は、年度単位で算定されていますので、控除対象の金額とは異なります。

☎市役所保険年金課 内線(122・123・126・127) 市役所介護高齢課 内線(172・173)